

## 社会資本整備重点計画法案要綱

### 第一 目的

この法律は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とするものとする。

（第一条関係）

### 第二 定義

一 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四に従い定められたものをいうものとする。

（第二条第一項関係）

二 この法律において「社会資本整備事業」とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、都市公園・緑地、下水道、河川、砂防設備、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、海岸等に関する事業をいうものとする。

（第二条第二項関係）

### 第三 基本理念

一 社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、これに基づき社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施することにより、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下同じ。）並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

（第三条第一項関係）

二 重点計画は、社会資本整備事業の実施に関し、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。

（第三条第二項関係）

三 重点計画は、民間事業者の能力及び財政資金の効率的使用に配慮しつつ、社会資本の整備状況その他の地域の特性に応じた社会資本整備事業が実施されるよう定めるものとする。

（第三条第三項関係）

#### 第四 重点計画の策定

一 主務大臣等（国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、政令で定めるところにより、重

点計画の案を作成しなければならないものとする。

(第四条第一項関係)

二 主務大臣（内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、一により作成された重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならないものとする。

(第四条第二項関係)

三 重点計画には、次の事項を定めなければならないものとする。

1 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標

2 1の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の

#### 概要

3 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項

4 その他社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

(第四条第三項関係)

四 主務大臣等は、一の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令（内

閣府令・農林水産省令・国土交通省令）で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県の意見を聴くものとする事。

（第四条第四項関係）

#### 第五 重点計画の公表

主務大臣等は、第四の二の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、重点計画を公表しなければならないものとする事。

（第四条第七項関係）

#### 第六 社会経済情勢の変化に対応した変更

主務大臣等は、社会経済情勢の変化に的確に対応するために重点計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに、第四の一によりその変更の案を作成しなければならないものとする事。

（第五条関係）

#### 第七 重点計画と国の計画との関係

重点計画は、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする事。

（第六条関係）

#### 第八 社会資本整備事業に係る政策の評価

主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、第四の三の二の概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。同法第七条第一項の実施計画を定めるときは、当該社会資本整備事業に係る同条第二項の事後評価の方法として、第四の三の1の重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならないものとする。

（第七条関係）

#### 第九 重点計画の実施

政府は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、重点計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（第八条関係）

#### 第十 施行期日その他

- 一 この法律は、平成十五年四月一日から施行するものとする。  
（附則第一条関係）
- 二 国は、当分の間、一定の公園又は緑地の設置に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で貸し付けることができるものとする。  
（附則第二条関係）

三 政府は、重点計画の計画期間の最終年度において、社会経済情勢の変化、当該計画期間内における社

会資本の整備状況等を勘案して、重点計画に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第三条関係）